

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)の権限等に関して確認をご要望の場合には、SOMPOひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「笑顔をまもる認知症保険」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「笑顔をまもる認知症保険」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「笑顔をまもる認知症保険」の引受保険会社であるSOMPOひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は
SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトからもご覧いただけます。

SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。

<公式ウェブサイト>

<https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOひまわり生命

検索

SOMPOひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。
お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

代理店コード:AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セントラルパークビル
<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

2023年3月

SOMPOひまわり生命の限定告知骨折治療保険

笑顔をももる 認知症保険

限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に
ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申し込みいただきますようお願いいたします。

「笑顔をまもる認知症保険」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とする限定告知骨折治療保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

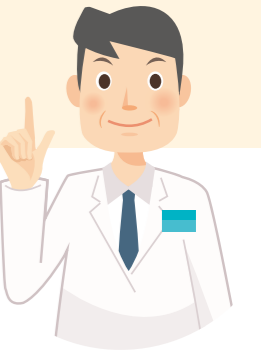
引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行

SOMPOひまわり生命

この保険の引受保険会社はSOMPOひまわり生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行はSOMPOひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

認知症は身近な症状のひとつです



● 老化によるもの忘れと認知症の違いは？

歳をとるにつれて、人の名前が思い出せなくなるなどの老化によるもの忘れは起こります。しかし、認知症は老化によるもの忘れとは違います。

老化によるもの忘れは物事の一部を忘れていますが、ヒントがあれば思い出せます。それに対して認知症は、物事の全体がすっぽり抜け、ヒントがあっても思い出さずることができません。

認知症になると、一度は正常に発達した脳の知的機能が、あるときから少しずつ低下していき、日常生活に支障が出てきます。認知症の人の脳では、病気などの原因によって神経細胞の破壊が進んでいると考えられています。



■老化によるもの忘れと認知症の違い

	老化によるもの忘れ	認知症
原因	老化による自然な変化	脳の神経細胞の病的な変化
もの忘れ	体験したことの一部を忘れる (ヒントがあれば思い出す)	体験したことをまるごと忘れる (ヒントがあっても思い出せない)
判断力	低下しない	低下する
自覚	忘れたことを自覚している	忘れたことの自覚がない
日常生活	支障はない	支障をきたす
進行	あまり進行しない	少しずつ進行する

● 認知症になると、どのような症状が出るの？

認知症の症状は、記憶障害など認知症の人に必ずみられる「中核症状」と、そこに環境要因や個人の性格などが加わって起こる「周辺症状」があります。

睡眠障害

周辺症状

妄想・無気力・うつ・不安などの感情障害と、興奮・暴力などの行動異常があります。

うつ・不安

妄想

中核症状

特徴的な症状は記憶障害で、直前に起きたことなどを忘れてしまうことがあります。一方で、古い記憶はよく残りますが、症状が進むとそれも失われてしまうことが多い傾向にあります。

記憶障害

理解・判断力の障害

失語・失認識・失行

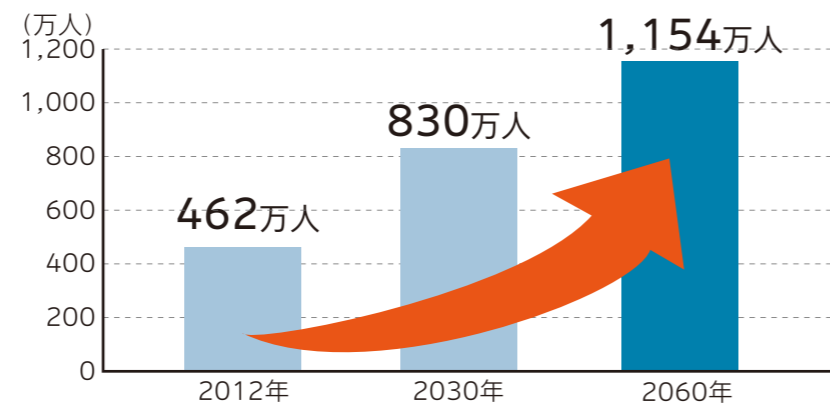
興奮

朝田教授監修「認知症ケアブック(SOMPOひまわり生命作成)」より抜粋

65歳以上の高齢者で認知症になる人は年々増加

65歳以上の高齢者で認知症になる人は、2030年には830万人、2060年には1,154万人に年々増加すると推計されています。

■認知症患者数の将来推計*



*各年齢層の認知症有病率が2012年以降も上昇すると仮定した場合
平成26年度 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成

認知症になった場合、家族の負担を不安に感じる人が多い傾向にあります

認知症になった場合、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと不安に感じている人が多いらしいです。認知症への備えは、認知症を知ることから始まります。本人や家族が早期発見・早期治療をすることで、認知症に対する不安が軽減されます。

■認知症に対する不安(本人自身) 上位4項目を抜粋(複数回答)

- 家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと 73.5%
- 家族以外の周りの人に迷惑をかけてしまうのではないかと 61.9%
- 家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないかと 57.0%
- 買い物や料理、車の運転など、これまでできていたことができなくなってしまうのではないかと 56.4%

内閣府政府広報室「認知症に関する世論調査」(令和元年12月調査)

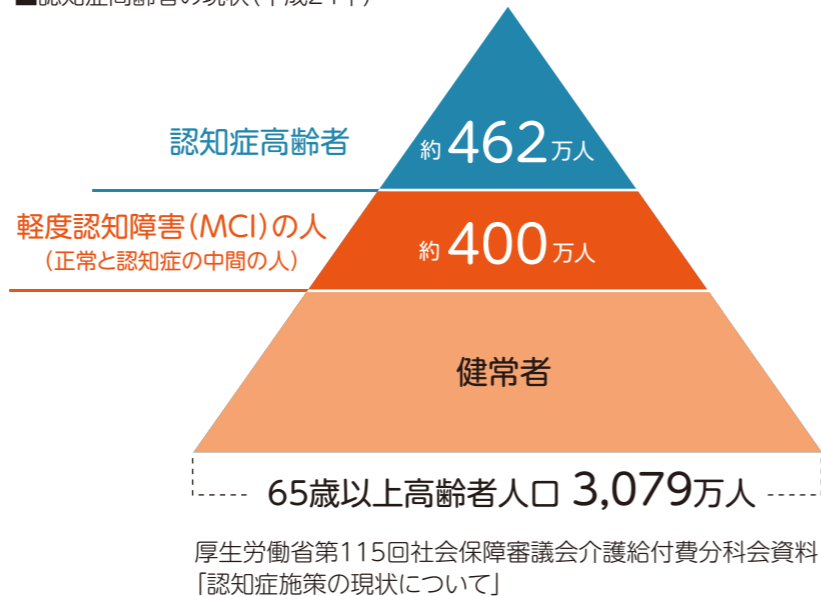
認知症は「早期発見」が大切

認知症の発症前にその予備軍といえる状態があることがわかってきました。
この段階で発見し、適切なケアを行うことで症状が回復したり、認知症の発症を遅らせる可能性があります。

診断技術の進歩で 認知症予備軍がわかるように

健常者と認知症の間には、軽度認知障害(MCI)という「認知症予備軍」といえる状態があることがわかってきました。
軽度認知障害(MCI)は認知機能に軽度の障害がある状態で、病気ではありません。一言でいえば「忘れっぽいけれど、日常生活での判断は比較的しっかりしている状態」といえます。

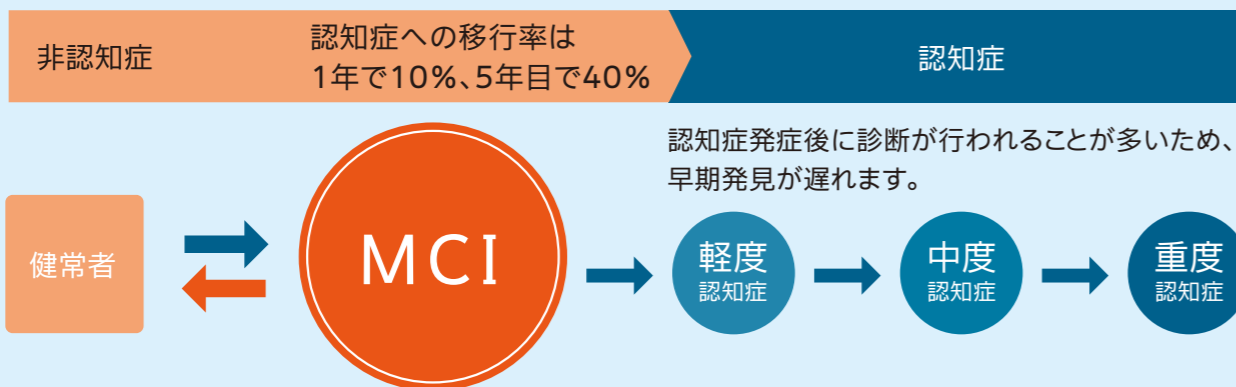
■認知症高齢者の現状(平成24年)



MCIなら26%が健常者へと回復することがわかってきています

MCIの状態は、多少のものの忘れがあるものの、日常生活にはほとんど支障のないレベルなので、家族が「これは年齢相応のものだろう」と考え放置するケースも多くあります。しかし最近では、このMCIの段階でのケアが非常に重要だということがわかってきました。
その理由は、MCIを放置することで認知機能がどんどん低下してしまうからです。MCIから認知症へと進んでしまう人の割合は年平均で10%、5年目には約40%の人が認知症を発症するといわれています。

逆に、MCIは適切な予防対策を行うことで回復したり、認知症の発症を遅らせる可能性があります。これまでの研究で、MCIと診断された後、26%が健常者へと回復することがわかってきています。大切なことは早めにMCIに気づき対策を行って、認知症への移行を防ぐことです。



出典:Canevelli M, et al., J Am Med Dir Assoc. 2016 Oct 1;17(10):943-8.

医療機関が用いる 軽度認知障害(MCI)の定義

思い当たる点があれば、
早めに医師に相談するとよいでしょう。

- 本人または家族から記憶障害の訴えがある
- 日常生活動作は正常
- 全体的な認知機能は正常
- 年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害がある
- 認知症ではない

✓チェック!

普段は正常でも、
ときどきこんなことは
ありませんか?

1.記憶障害

最近のエピソードを忘れている。
同じ質問・話を繰り返す。



2.時間の見当識障害

日付や曜日がわからないことがある。
どれぐらい前のことかわからない。



3.性格変化

日常生活で人に頼る傾向が強くなった。
怒りっぽくなった。



4.人の話が理解できない

とんちんかんな応答をしてしまう。
少し複雑な話は理解できない。



5.意欲の低下

好きだった趣味をやめてしまう。
物事に対する興味・関心の喪失。



コラム

軽度認知障害(MCI)や認知症はどのように診断されるの?

軽度認知障害(MCI)や認知症が気になる場合、まずは病院の「もの忘れ外来」などを受診するとよいでしょう。医療機関では、軽度認知障害(MCI)や認知症かどうかを診断するために、面接や神経心理テスト、画像診断などの検査を行います。

【例】

面接

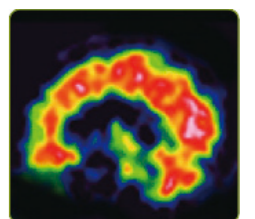
医師が直接面接することによって、患者の状態を確認します。

神経心理テスト

年齢や日時・今いる場所を聞く、100から7を順番に引いていく、3桁・4桁の数字を逆から言う(256→652)といった「長谷川式簡易知能評価スケール」などを行います。

画像診断など

画像診断では、MRIやSPECT(スペクト)といったものがあります。
【MRI】脳の形を調べることで、脳の萎縮や脳梗塞の有無などがわかります。
【SPECT】脳の血液量を調べることで、脳のさまざまな部位の活動状況がわかります。



SPECTの画像診断

画像提供: 国立精神・神経医療研究センター 脳病態統合イメージングセンター センター長 松田 博史

朝田教授監修「認知症ケアブック(SOMP Oひまわり生命作成)」より抜粋

ご存じですか？認知症・介護の実態

笑顔をももる 認知症保険 なら…

軽度認知障害(MCI)・認知症にかかる費用とは？

事例 Bさん (70歳) 認知症と診断された翌年、筋力や平衡感覚の低下が原因の転倒により骨盤を骨折し1か月の入院治療を行いました。現在も家族の付き添いのもと、リハビリを行っています。娘さんは、介護のため自分の仕事を正社員からパート勤務に変更しました。そのため経済的に厳しい状況が続いています。



■認知症に関する検査費*の例

- 脳検査費用(半年に1回行う)
MRI-CT(脳検査) 32,000円 脳波検査 7,800円



■認知症にかかる医療費*の例

- 認知症の薬(1ヵ月分) 19,500円(650円×30日)



+ 骨折にかかった医療費(入院1ヵ月)やリハビリ費用がかかりました。

*検査費・医療費の総額であり、自己負担額ではありません。

■その他(住宅リフォーム、介護サービス費用など)

浴槽を浅くして介助しやすくする、スロープを設置して車いすの出入りをしやすくする等自宅リフォーム費用
デイケアなどの介護サービスを受けるための費用

朝田教授監修「認知症ケアブック(SOMP Oひまわり生命作成)」より改変のうえ抜粋

認知症に備える

- 初めて**軽度認知障害(MCI)**と医師により診断された場合、軽度認知障害一時金をお支払いします。
【限定告知認知症一時金特約】
- 初めて**認知症**と医師により診断された場合、認知症一時金をお支払いします。
【限定告知認知症一時金特約】
- 通算10回まで**骨折治療**を保障します。
【主契約】

介護が必要になると、まとまった資金が必要に。

■介護に要した費用*と期間

一時的な費用	月額	期間
平均 74.0 万円	平均 8.3 万円	平均 61.1 ヵ月

*公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

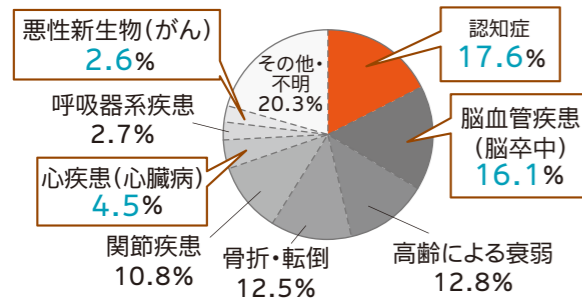
介護に備える

認知症以外の介護もサポート！

- オプションを付加することにより**要介護1以上**と認定された場合等に介護一時金をお支払いします。
【限定告知介護一時金特約】
- オプションを付加することにより**要介護3以上**と認定された場合等に**生存している限り、終身にわたって**介護年金をお支払いします。
【限定告知介護年金特約】

介護が必要となった原因の1位は認知症ですが、脳卒中、心疾患(心臓病)、悪性新生物でも介護が必要となる場合があります。

■介護が必要となった主な原因の構成割合(要支援1～要介護5を含む)



■要介護度別にみた介護が必要となった主な原因(上位2位)

	第1位	第2位
要介護1	認知症 29.8	脳血管疾患(脳卒中) 14.5
要介護2	認知症 18.7	脳血管疾患(脳卒中) 17.8
要介護3	認知症 27.0	脳血管疾患(脳卒中) 24.1
要介護4	脳血管疾患(脳卒中) 23.6	認知症 20.2
要介護5	脳血管疾患(脳卒中) 24.7	認知症 24.0

単位：(%)

・端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。・要介護度別にみた場合の総数です。要介護度不詳を含みます。厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査の概況」

三大疾病に備える

- オプションを付加することにより「三大疾病*」で所定の事由に該当した場合、**以後の保険料はいただきません**(特約の付加には追加の告知が必要です)。

*三大疾病は、がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中をいいます。

【限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約】

笑顔をももる 認知症保険

は認知症発症前からあなたとご家族をサポートします。



「なる前から、なっってからあなたをサポートする」サービス

認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部

くわしくは19~22ページへ

特徴
1

軽度認知障害(MCI)や認知症に備えることができます。

軽度認知障害一時金 認知症一時金

特徴
2

骨折治療や災害死亡に備えることができます。

骨折治療給付金 災害死亡給付金

特徴
3

オプションを付加することで、介護状態に備えることができます。

介護一時金 介護年金

お取り扱いについて

保険期間：終身

契約年齢範囲	満20歳～満80歳
限定告知認知症一時金特約 (基準一時金額)	20歳～69歳:10万円～500万円 70歳～75歳:10万円～300万円 76歳～80歳:10万円～200万円
骨折治療給付金	5万円・10万円
保険料払込期間	終身払・短期払(10年払済・5年払済)
保険料払込方法	月払・半年払・年払

保障内容

ご契約例 限定告知認知症一時金特約の基準一時金額:100万円 軽度認知障害一時金の支払割合:基準一時金額の5%
主契約の基準給付金額(骨折治療給付金):5万円 災害死亡給付金額:主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の10倍
限定告知介護一時金特約の介護一時金額:100万円 限定告知介護年金特約の介護年金額:100万円

軽度認知障害(MCI)*1

認知症*1

【限定告知認知症一時金特約】*2

それぞれ1回限り

認知症一時金・軽度認知障害一時金のお支払いはそれぞれ1回限りです。

ケース1

初めて軽度認知障害と医師により診断確定されたとき
【軽度認知障害一時金】

軽度認知障害一時金をお支払い後
初めて認知症と医師により診断確定されたとき
【認知症一時金】*3 *4 *5

または

ケース2

初めて認知症と医師により診断確定されたとき
【認知症一時金】*4 *5

骨折治療

【主契約】

通算10回限度

骨折をしたと医師により診断され、その骨折に対して初めて治療を受けたとき
【骨折治療給付金】*6 *7 *8

災害死亡

【主契約】

不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき
【災害死亡給付金】*9

①介護一時金

【限定告知介護一時金特約】

1回限り

次のいずれかに該当したとき介護一時金をお支払いします。*10
・公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき
・満65歳未満の被保険者についてSOMP Oひまわり生命所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
・SOMP Oひまわり生命所定の高度障害状態に該当されたとき
(注) SOMP Oひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。また、認知症との医師の診断は不要です。
※詳細はP25をご覧ください。

②介護年金

【限定告知介護年金特約】

次のいずれかに該当したとき、生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。*11
・公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき
・満65歳未満の被保険者についてSOMP Oひまわり生命所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
・SOMP Oひまわり生命所定の高度障害状態に該当されたとき
(注) SOMP Oひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。また、認知症との医師の診断は不要です。
※詳細はP25をご覧ください。

③保険料免除

【限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約】

がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
※対象となる三大疾病および保険料払込免除事由の詳細についてはP26をご覧ください

保障額

5万円

95万円

100万円

1回につき

5万円

50万円

一時金として

100万円

年金額

100万円

一生
生涯
保障

一生
生涯
保障

注意事項

- *1 対象となる認知症および軽度認知障害の例は、10ページをご覧ください。
- *2 特約の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて181日目となります。くわしくは9ページをご覧ください。
- *3 軽度認知障害一時金のお支払い後は、基準一時金額から軽度認知障害一時金額を差し引いた金額を認知症一時金としてお支払いします。
- *4 認知症一時金が支払われる場合、SOMP Oひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて、年金でのお支払いを選択することができます。
- *5 認知症一時金が支払われた場合、この特約は消滅し、以後のこの特約の保険料は不要です。
- *6 責任開始期以後に発病した病気または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。責任開始期前に生じた疾病を原因とする骨折治療についても、責任開始期以後に症状が悪化したことにより、骨折治療の必要が生じた場合には、骨折治療給付金をお支払いします。
- *7 同時に2種類以上の骨折治療をあわせて受けた場合または同一の日に複数の骨折治療を受けた場合には、1つの骨折治療についてのみ骨折治療給付金をお支払いします。
- *8 骨折治療を複数回受けた場合、骨折治療給付金が支払われることとなった直前の骨折治療を受けた日から起算して180日以内に開始した骨折治療については、骨折治療給付金をお支払いしません。
- *9 責任開始期以後に発生した不慮の事故または発病した所定の感染症を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。ただし、不慮の事故の場合、事故が発生したその日を含めて180日以内の死亡に限り、所定の感染症を除く疾病による死亡の場合は、お支払いできません。
- *10 介護一時金のお支払いは1回限りであり、お支払事由に該当すると特約は消滅し、以後のこの特約の保険料は不要です。介護一時金が支払われる場合、SOMP Oひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。
介護一時金の一部のみを年金でお支払いすることはできません。
- *11 第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。

基本
プラン

オ
プ
シ
ョ
ン

- 主契約は払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険です。
- 基本プランは《主契約》骨折治療給付金・災害死亡給付金+《特約》限定告知認知症一時金特約です。
- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただきます。

- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の2倍となります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。
- 上記プランは一例であり、個別に設計することも可能です。

保障内容

保険料表

付帯サービス

契約概要

注意喚起情報

確認事項

! お申し込みの際は、以下の点を十分ご検討ください

この保険は、健康に不安がある方でも簡単な告知によりお申し込みいただけるよう設計された商品です。
このため、保険料は割り増しされています。

! 必ずご確認ください

限定告知認知症一時金特約の保障の開始は、
主契約の責任開始日*からその日を含めて181日目となります。

主契約の責任開始日*
限定告知認知症一時金特約の責任開始日(181日目)

180日

軽度認知障害・
認知症の保障

骨折治療
災害死亡の保障

*ご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、お申し込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)をSOMPOひまわり生命が受け取った日(告知前に受け取ったときは告知の日)が主契約の責任開始日となります。

- 限定告知認知症一時金特約の保障の開始前に認知症または軽度認知障害と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

骨折治療給付金のお支払いについて

1 骨折治療給付金は、180日に1回を限度にお支払いします。

骨折治療を複数回受けた場合、骨折治療給付金が支払われることとなった直前の骨折治療を受けた日から起算して180日以内に開始した骨折治療については、お支払いしません。

例 転倒して肋骨の骨折治療を受けたが、その治療日の5ヵ月後に交通事故で、右大腿骨骨折と診断され骨折治療を開始した場合

180日

1 転倒して肋骨の骨折治療を受けた
お支払いします

2 交通事故で右大腿骨骨折と診断され骨折治療を開始
お支払いできません

2 は **1** から180日以内に開始された骨折治療のため、お支払いしません。

2 骨折治療給付金のお支払限度は、支払回数を通算して10回とします。

3 「ひび(亀裂骨折)」や「疲労骨折」もお支払いの対象となります。

病気が原因の骨折や不慮の事故による骨折はもちろん、**ひび(亀裂骨折)や疲労骨折等もお支払いの対象**です。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

対象となる軽度認知障害および認知症とは

「限定告知認知症一時金特約」の対象となる**軽度認知障害**の例

- アルツハイマー病による軽度認知障害
- レビー小体病を伴う軽度認知障害
- 血管性軽度認知障害
- 前頭側頭葉変性症による軽度認知障害 等

「限定告知認知症一時金特約」の対象となる**認知症**の例

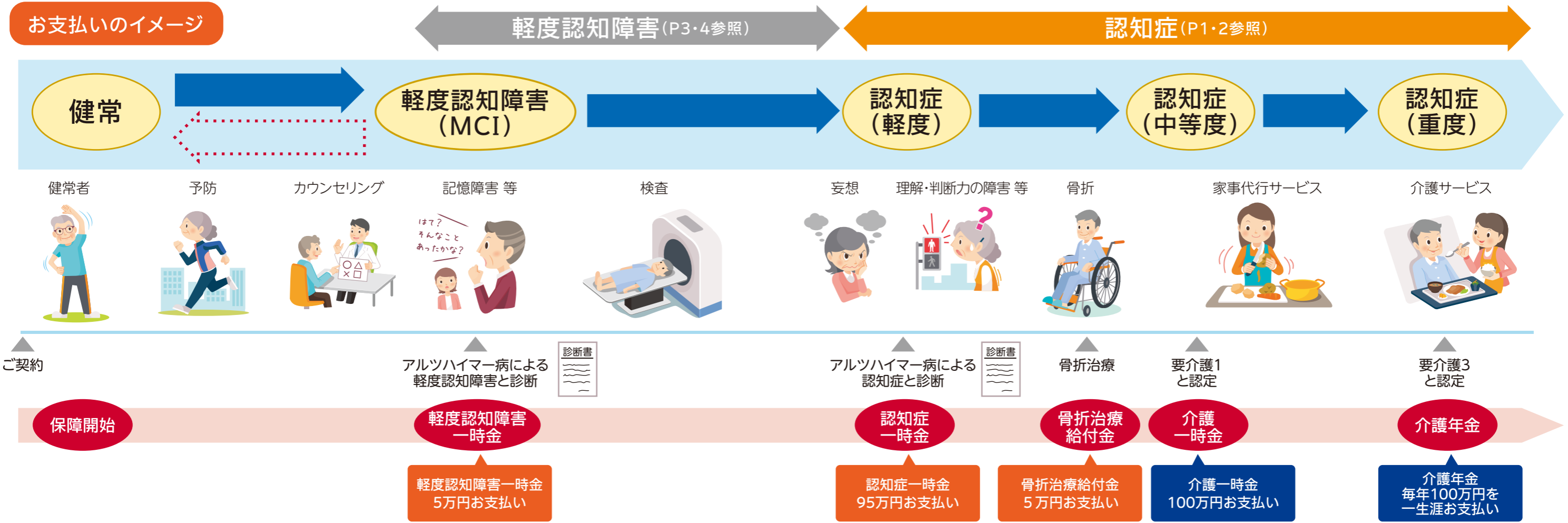
- アルツハイマー病の認知症
- レビー小体病を伴う認知症
- 血管性認知症
- 前頭側頭葉変性症による認知症 等

くわしくは約款別表「対象となる認知症および軽度認知障害」をご覧ください。

給付金等お支払いのイメージ

ご契約例 限定告知認知症一時金特約の基準一時金額:100万円 軽度認知障害一時金の支払割合:基準一時金額の5%
 主契約の基準給付金額(骨折治療給付金):5万円
 災害死亡給付金額:主契約の基準給付金額(骨折治療給付金)の10倍
 限定告知介護一時金特約の介護一時金額:100万円、限定告知介護年金特約の介護年金額:100万円

●ご契約内容等によっては下記と取り扱いが異なりますので、実際のご契約での取り扱いに関しては約款を必ずご確認ください。
 ●記載以外に認められる事実関係等によっても取り扱いに違いが生じることがあります。



保障内容
 保障料表
 付帯サービス

医療機関が用いる軽度認知障害(MCI)の定義

- 本人または家族から記憶障害の訴えがある
- 日常生活動作は正常
- 全体的な認知機能は正常
- 年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害がある
- 認知症ではない

参考 公的介護保険制度に定める「要介護度別の身体状態のめやす」

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)より

要介護度	身体の状態(例)	
	軽	重
1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりではできず、保持などの動作に何らかの支えを必要とする。日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりではできず、日常生活に見守りや手助けが必要とされる。立ち上がりや歩行などに不安定さや理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスにより、状態の維持や改善が見込まれる。
3	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
4	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な問題行動や理解の低下がみられることがある。
5	重度の介護を必要とする状態	食事や排泄に介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持がひとりではできない。多くの場合、着脱には全面的な介助が必要とされる。
6	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活が低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない場合が多い。

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

(公的介護保険の受給対象...○、公的介護保険の受給対象外...×)

年齢	~39歳	40歳~64歳 第2号被保険者	65歳~ 第1号被保険者
原因	×	○	○
16種類の特定疾病*	×	○	○
上記以外のあらゆる病気・ケガ	×	×	○

*16種類の特定疾病
 1.がん【がん末期】 2.関節リウマチ 3.筋萎縮性側索硬化症 4.後縦靭帯骨化症
 5.骨折を伴う骨粗鬆症 6.初老期における認知症(アルツハイマー型認知症等)
 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
 8.脊髄小脳変性症 9.脊柱管狭窄症 10.早老症 11.多系統萎縮症
 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13.脳血管疾患
 14.閉塞性動脈硬化症 15.慢性閉塞性肺疾患
 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2022年11月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護一時金・介護年金のお支払事由の変更を行うことがあります。

契約概要
 注意喚起情報

ご家族にも知ってもらいたい特約・制度

ご加入いただく保険の内容を、ご家族と共有できる特約・制度をご用意しています。
不測の事態が発生したときでも、ご家族にサポートいただけます。

●お申し込み時に「指定代理請求特約」の付加と「ご家族連絡先登録制度」のご登録が必要です。

指定代理請求特約

被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるときに、**あらかじめ指定したご家族等(以下「指定代理請求人」)**が代わって請求できる特約です。

代理請求の対象となる給付金等については次の通りです。

- 1.被保険者と受取人が同一人である給付金等
- 2.被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料のお払い込みの免除

●次の範囲内の方を、いずれか1名指定することができます。

- 1.被保険者の戸籍上の配偶者
- 2.被保険者の3親等以内の親族
- 3.被保険者と同居または同一生計の方(例:内縁者・同性パートナー等)*
- 4.被保険者の療養看護に努めている、または、財産管理を行っている方*
- 5.その他3および4に掲げる方と同等の給付金等を請求すべき適当な理由がある方としてSOMP Oひまわり生命が認めた方(例:4親等の親族等)*

*SOMP Oひまわり生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があるとSOMP Oひまわり生命が認めた方に限ります。

(ご参考) ご請求いただける給付金

指定代理請求人は、災害死亡給付金を除く、一時金・給付金・年金のご請求ができます。

ご家族連絡先登録制度

あらかじめ登録されたご家族(以下「登録家族」)が、契約者様に代わって、契約内容の確認やお手続き書類の取り寄せができる制度です。

登録家族に請求権利はありません。請求手続きは請求権者からとなります。

また、登録家族宛に認知症等の疾病や各種サービスに関する情報をご案内します。

登録家族からの お問い合わせに回答

登録家族からの契約内容等のお問い合わせにお答えします。
※契約の特定と登録家族の本人確認後に対応可能となります。
※被保険者の傷病名・手術名・医療機関名等は被保険者の同意がない限り開示しません。

- 次の範囲内の方を、2名まで登録することができます。
 - 1.ご契約者の戸籍上の配偶者
 - 2.ご契約者の4親等以内の血族・姻族
- ご契約者を登録家族とすることはできません。
- 法人契約・個人事業主契約はご登録いただけません。
- ご契約者を同一とする他のご契約についても本制度の対象となります。

登録家族への 各種書類の発送

SOMP Oひまわり生命から登録家族宛に各種書類を発送します。

登録家族へのご連絡

災害等によって契約者との連絡が困難な場合にSOMP Oひまわり生命から登録家族にご連絡します。

お手続き可能な範囲

指定代理請求人と登録家族とでは、お手続き可能な範囲が異なります。

	給付金等		各種照会	契約内容の変更、解約	
	請求書類の取り寄せ	請求手続き	契約内容等	帳票の取り寄せ	請求手続き
指定代理請求人	○	○	×	×	×
登録家族	○	×	○	○	×

指定代理請求人と登録家族を同一人とする

指定代理請求人 =登録家族	○	○	○	○	×
------------------	---	---	---	---	---

同一の方をご登録いただくことでお手続き可能な範囲が広がります。

登録家族は、指定代理請求人と同一人となる設定をおすすめします。

※ご契約の内容の変更や解約等の手続きはご契約者のみ行えます。

ご家族向け各種サービスのお知らせ

「笑顔をももる認知症保険」では、ご契約者に加えて登録家族にも、認知症等の疾病に関する情報や各種サービスをご用意しています。

サービス 01 笑顔をももる定期便

軽度認知障害(MCI)や認知症に関する最新情報や、認知症になっても笑顔でお暮らしの方々のエピソード等をご紹介します。

サービス 02 ご契約みまもり便

笑顔をももる認知症保険には、軽度認知障害(MCI)に対する保障を組み込んでいます。
「軽度認知障害一時金」をお支払い後、保険料の振替不能時には、大切な保障が途切れないように、登録家族にお知らせします。

契約に関する重要な通知



保険料表(口座振替月払)

※基本プランは《主契約》骨折治療給付金・災害死亡給付金+《特約》限定告知認知症一時金特約です。

●限定告知認知症一時金特約の基準一時金額:100万円 ●主契約の基準給付金額(骨折治療給付金):5万円

保険期間

終身

保険料払込期間

終身払

男性

契約年齢(歳)	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 なし			契約年齢(歳)
	基本プラン	限定告知 介護一時金特約 (100万円)	限定告知 介護年金特約 (100万円)	
20	1,670	760	3,200	20
21	1,660	770	3,300	21
22	1,660	790	3,300	22
23	1,665	800	3,300	23
24	1,675	820	3,400	24
25	1,680	830	3,400	25
26	1,690	850	3,500	26
27	1,695	870	3,600	27
28	1,715	890	3,600	28
29	1,730	910	3,700	29
30	1,750	930	3,800	30
31	1,760	950	3,900	31
32	1,785	970	4,000	32
33	1,800	990	4,100	33
34	1,820	1,010	4,200	34
35	1,845	1,040	4,300	35
36	1,865	1,070	4,500	36
37	1,885	1,100	4,600	37
38	1,905	1,140	4,800	38
39	1,935	1,180	4,900	39
40	1,965	1,220	5,100	40
41	1,985	1,260	5,300	41
42	2,025	1,300	5,500	42
43	2,060	1,350	5,700	43
44	2,100	1,410	5,900	44
45	2,145	1,460	6,200	45
46	2,185	1,520	6,400	46
47	2,240	1,590	6,700	47
48	2,280	1,650	7,000	48
49	2,335	1,720	7,300	49
50	2,410	1,790	7,500	50
51	2,485	1,880	7,800	51
52	2,565	1,960	8,100	52
53	2,655	2,050	8,400	53
54	2,755	2,150	8,700	54
55	2,855	2,260	9,000	55
56	2,950	2,360	9,300	56
57	3,055	2,490	9,700	57
58	3,165	2,630	10,000	58
59	3,290	2,780	10,500	59
60	3,430	2,940	11,000	60
61	3,580	3,110	11,500	61
62	3,735	3,310	12,100	62
63	3,925	3,530	12,700	63
64	4,125	3,760	13,400	64
65	4,345	4,030	14,200	65
66	4,575	4,310	15,000	66
67	4,835	4,640	15,900	67
68	5,115	5,000	16,900	68
69	5,400	5,400	17,900	69
70	5,725	5,820	19,100	70
71	6,050	6,280	20,300	71
72	6,405	6,790	21,600	72
73	6,770	7,370	23,000	73
74	7,155	7,990	24,400	74
75	7,545	8,670	26,000	75
76	7,950	9,430	27,800	76
77	8,365	10,290	29,700	77
78	8,820	11,300	32,000	78
79	9,275	12,380	34,400	79
80	9,740	13,540	36,900	80

(2023年3月現在) 単位:円

契約年齢(歳)	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 あり			契約年齢(歳)
	基本プラン	限定告知 介護一時金特約 (100万円)	限定告知 介護年金特約 (100万円)	
20	1,975	1,010	4,300	20
21	1,970	1,030	4,300	21
22	1,980	1,050	4,400	22
23	2,000	1,070	4,500	23
24	2,020	1,100	4,600	24
25	2,040	1,120	4,700	25
26	2,060	1,150	4,800	26
27	2,095	1,180	5,000	27
28	2,120	1,210	5,100	28
29	2,155	1,250	5,300	29
30	2,195	1,280	5,400	30
31	2,220	1,320	5,600	31
32	2,260	1,360	5,700	32
33	2,300	1,400	5,900	33
34	2,340	1,440	6,100	34
35	2,375	1,480	6,300	35
36	2,415	1,520	6,500	36
37	2,450	1,570	6,700	37
38	2,485	1,620	6,900	38
39	2,530	1,660	7,100	39
40	2,570	1,710	7,300	40
41	2,615	1,770	7,600	41
42	2,665	1,830	7,900	42
43	2,710	1,890	8,100	43
44	2,770	1,950	8,400	44
45	2,830	2,020	8,700	45
46	2,885	2,090	9,000	46
47	2,955	2,170	9,300	47
48	3,020	2,250	9,700	48
49	3,100	2,320	9,900	49
50	3,195	2,420	10,300	50
51	3,290	2,520	10,600	51
52	3,395	2,630	11,000	52
53	3,525	2,750	11,400	53
54	3,650	2,880	11,800	54
55	3,785	3,010	12,300	55
56	3,920	3,160	12,700	56
57	4,050	3,310	13,200	57
58	4,195	3,480	13,800	58
59	4,345	3,640	14,300	59
60	4,520	3,840	14,900	60
61	4,695	4,060	15,600	61
62	4,905	4,290	16,400	62
63	5,150	4,570	17,100	63
64	5,400	4,860	18,000	64
65	5,655	5,160	19,000	65
66	5,925	5,480	19,900	66
67	6,215	5,820	21,000	67
68	6,515	6,190	22,000	68
69	6,840	6,580	23,100	69
70	7,185	7,030	24,300	70
71	7,585	7,550	25,800	71
72	8,035	8,140	27,400	72
73	8,550	8,860	29,400	73
74	9,105	9,620	31,400	74
75	9,675	10,490	33,700	75
76	10,300	11,470	36,200	76
77	10,975	12,620	39,300	77
78	11,770	14,010	42,900	78
79	12,590	15,520	46,800	79
80	13,460	17,180	50,900	80

(2023年3月現在) 単位:円

保障内容

保険料表

付帯サービス

契約概要

注意喚起情報

保険料表(口座振替月払)

※基本プランは《主契約》骨折治療給付金・災害死亡給付金+《特約》限定告知認知症一時金特約です。

●限定告知認知症一時金特約の基準一時金額:100万円 ●主契約の基準給付金額(骨折治療給付金):5万円

保険期間 終身

保険料払込期間 終身払

女性

契約年齢(歳)	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 なし			契約年齢(歳)
	基本プラン	限定告知 介護一時金特約 (100万円)	限定告知 介護年金特約 (100万円)	
20	1,470	700	3,800	20
21	1,490	710	3,800	21
22	1,510	730	3,900	22
23	1,535	740	4,000	23
24	1,550	760	4,100	24
25	1,575	780	4,200	25
26	1,600	800	4,300	26
27	1,625	820	4,400	27
28	1,655	840	4,500	28
29	1,690	860	4,700	29
30	1,715	880	4,800	30
31	1,755	910	4,900	31
32	1,790	930	5,100	32
33	1,825	960	5,200	33
34	1,860	980	5,400	34
35	1,895	1,000	5,500	35
36	1,940	1,030	5,700	36
37	1,970	1,070	5,900	37
38	2,010	1,100	6,100	38
39	2,065	1,140	6,300	39
40	2,110	1,170	6,500	40
41	2,170	1,220	6,700	41
42	2,230	1,260	7,000	42
43	2,290	1,310	7,300	43
44	2,350	1,360	7,500	44
45	2,420	1,410	7,800	45
46	2,500	1,470	8,100	46
47	2,575	1,520	8,400	47
48	2,655	1,590	8,800	48
49	2,740	1,650	9,100	49
50	2,840	1,720	9,500	50
51	2,950	1,800	9,900	51
52	3,060	1,880	10,200	52
53	3,170	1,970	10,700	53
54	3,305	2,070	11,200	54
55	3,445	2,180	11,700	55
56	3,600	2,290	12,200	56
57	3,760	2,400	12,800	57
58	3,930	2,530	13,400	58
59	4,115	2,680	14,100	59
60	4,335	2,840	14,800	60
61	4,560	3,000	15,600	61
62	4,805	3,190	16,400	62
63	5,085	3,400	17,300	63
64	5,375	3,610	18,200	64
65	5,695	3,860	19,300	65
66	6,025	4,130	20,400	66
67	6,410	4,420	21,600	67
68	6,810	4,750	23,000	68
69	7,240	5,110	24,300	69
70	7,695	5,500	25,800	70
71	8,195	5,930	27,400	71
72	8,750	6,410	29,200	72
73	9,340	6,950	31,100	73
74	9,970	7,550	33,300	74
75	10,655	8,200	35,600	75
76	11,415	8,920	38,000	76
77	12,235	9,740	40,800	77
78	13,150	10,700	43,900	78
79	14,075	11,700	47,200	79
80	15,040	12,790	50,600	80

(2023年3月現在) 単位:円

契約年齢(歳)	限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 あり			契約年齢(歳)
	基本プラン	限定告知 介護一時金特約 (100万円)	限定告知 介護年金特約 (100万円)	
20	1,940	990	5,500	20
21	1,975	1,010	5,700	21
22	2,010	1,040	5,800	22
23	2,060	1,070	6,000	23
24	2,115	1,100	6,200	24
25	2,165	1,140	6,400	25
26	2,220	1,170	6,600	26
27	2,275	1,210	6,800	27
28	2,335	1,250	7,100	28
29	2,390	1,290	7,300	29
30	2,450	1,330	7,500	30
31	2,505	1,370	7,800	31
32	2,570	1,420	8,000	32
33	2,645	1,460	8,300	33
34	2,705	1,510	8,600	34
35	2,780	1,560	8,900	35
36	2,850	1,610	9,200	36
37	2,920	1,650	9,500	37
38	2,985	1,710	9,800	38
39	3,065	1,760	10,100	39
40	3,145	1,820	10,400	40
41	3,230	1,880	10,800	41
42	3,310	1,950	11,100	42
43	3,395	2,010	11,500	43
44	3,490	2,080	11,900	44
45	3,595	2,150	12,300	45
46	3,685	2,220	12,700	46
47	3,770	2,290	13,100	47
48	3,865	2,350	13,500	48
49	3,965	2,420	13,800	49
50	4,050	2,500	14,200	50
51	4,160	2,580	14,600	51
52	4,270	2,660	15,100	52
53	4,385	2,740	15,500	53
54	4,510	2,820	15,900	54
55	4,630	2,920	16,300	55
56	4,765	3,010	16,700	56
57	4,920	3,120	17,300	57
58	5,085	3,240	17,800	58
59	5,270	3,370	18,500	59
60	5,460	3,520	19,100	60
61	5,685	3,670	19,900	61
62	5,935	3,850	20,700	62
63	6,205	4,050	21,600	63
64	6,510	4,270	22,600	64
65	6,840	4,510	23,600	65
66	7,200	4,780	24,700	66
67	7,605	5,080	26,000	67
68	8,030	5,420	27,500	68
69	8,495	5,790	29,000	69
70	9,015	6,200	30,600	70
71	9,570	6,650	32,500	71
72	10,185	7,170	34,500	72
73	10,870	7,760	36,800	73
74	11,610	8,410	39,300	74
75	12,435	9,150	42,200	75
76	13,370	10,000	45,300	76
77	14,425	10,980	49,000	77
78	15,605	12,150	53,200	78
79	16,855	13,420	57,700	79
80	18,175	14,790	62,400	80

(2023年3月現在) 単位:円

保障内容

保険料表

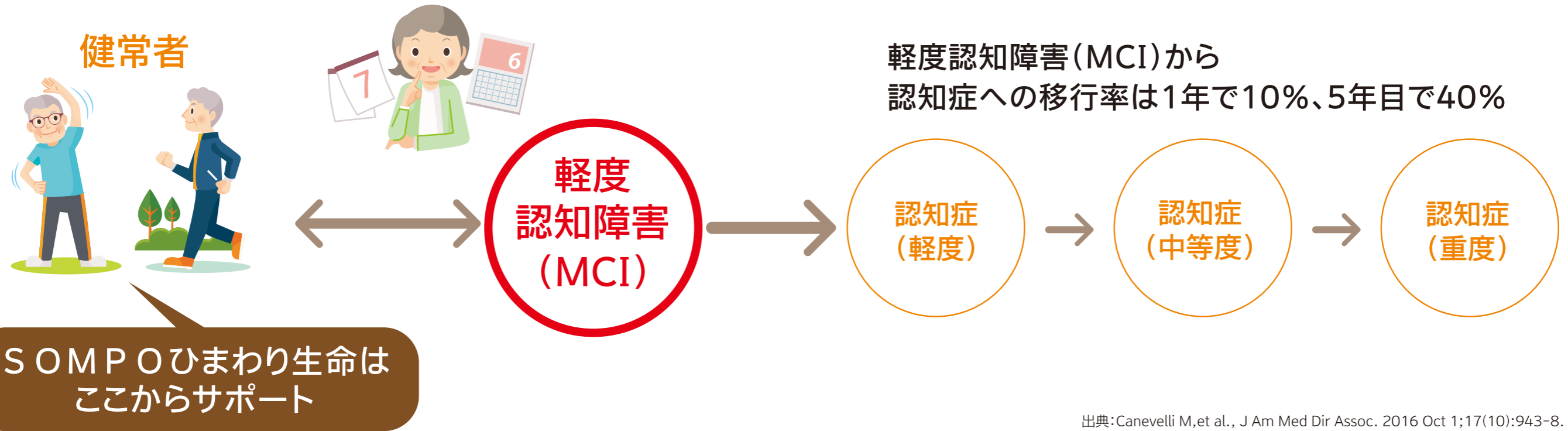
付帯サービス

契約概要

注意喚起情報

軽度認知障害(MCI)の段階でのケアが非常に重要です。

認知症を発症しないためにはきちんと定期的にチェックをすることが大切です。チェックしていつもと違うと気づいたら、病院へ行って検査をしてもらいましょう。認知症に『なる前』であれば回復することもできるかもしれません。



出典:Canevelli M, et al., J Am Med Dir Assoc. 2016 Oct 1;17(10):943-8.

笑顔をまもる認知症保険にご加入いただいたお客さまは、以下のように各種サービスを利用し、軽度認知障害(MCI)の早期発見や、認知機能低下の重症化予防に取り組んでいただくことができます。認知症が発症しても、グループ会社を通じた介護施設の紹介を含め、幅広い介護サービスでサポートします。

※一部コンテンツは会員登録不要ですべての方にご利用いただけます。

[運営:株式会社 プライムアシスタンス]

ご加入

あたまの元気度(認知機能)チェックスタート

ご家族と一緒に認知症について、話し合ってみませんか？

加入後、定期的に

定期便でお知らせ

「笑顔をまもる定期便」が到着。あたまの元気度(認知機能)チェックサービスの利用を促進。

毎年のチェック

毎年かかさず確認

あたまの元気度(認知機能)チェックサービスの利用で点数が減少。病院での検査を受診。

軽度認知障害と診断

認知機能を改善

認知機能低下の重症化予防サービスを利用し、運動や食生活の改善。軽度認知障害(MCI)から回復。

加入から10年後

認知症と診断

認知症介護関連サービスにあるSOMPOケアを活用。介護施設を体験入居。

認知症ケア

介護施設でプロのケアのもと生活を開始

認知症になられても、認知症ケアのプロが一人ひとりに合わせた、その人らしい生活をサポート。

「SOMPO 笑顔倶楽部サービスガイド(SOMPO ひまわり生命作成)」より抜粋
※本パンフレットに記載の内容は、2023年3月現在のものです。

原稿・監修 朝田 隆

東京医科歯科大学脳統合機能研究センター
認知症研究部門 特任教授

認知症サポートSOMPO笑顔倶楽部は
「認知症になる前もなってからもあなたをサポートする」サービスです。

各種サービスを利用し、軽度認知障害(MCI)の予兆把握や認知機能低下予防に取り組んでいただくことができます。また認知症を発症しても、SOMPOグループを通じた介護施設の紹介を含め、幅広い介護サービスでサポートします。

認知症に関する
基礎知識・情報のご提供

無償

基礎知識から認知機能低下予防に向けた行動まで、充実の情報をご提供します。

- 認知症の基礎知識
- 認知症の最新情報
- 専門家コラム
- 早期発見・予防に向けた行動紹介 等



MCI や認知症に対する
正しい知識の取得、
早期発見に向けた
行動を支援します。

知る

あたまの元気度(認知機能)
チェックのご提供

無償*

現在のあたまの元気度(認知機能)から将来の予測まで、様々なチェックツールをご用意しています。
※医療診断サービスではありません。

長期的にチェックが行えるため、
認知機能低下の早期発見に
つなげることが可能です。

*一部有償のサービスがあります。

チェックする

介護関連
サービスのご紹介

ケア

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア(介護事業)をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。家族介護者向けに、介護のプロであるSOMPOケアのスタッフが、介護技術や介護者のことからのケアについてのアドバイスをします。



介護関連サービスをご紹介します、
介護の不安・負担軽減を
お手伝いします。

※パートナー企業の提供サービスは原則有償です。

認知機能低下の
予防サービスのご紹介

認知機能低下の予防が期待される運動、対戦ゲーム、レシピ等のコンテンツをご用意しています。パートナー企業が提供する幅広いサービスをご紹介します。また、生活習慣や趣味等に関する質問から、おすすめのサービスをご提案するツール「サービスナビゲーター」もご用意しています。

専門分野に特化した
パートナーと連携し、
サービス提供を
行います。



※パートナー企業の提供サービスは原則有償ですが、一部無償で利用可能な予防サービスもあります。

- このサービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する株式会社プライムアシスタンスおよびその提携先の企業が提供するサービスです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合がございます。また予告なくサービス提供企業を変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、SOMPOひまわり生命は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- 本パンフレットに記載のサービスは、2023年3月現在のものです。
- このサービスは認知症一時金特約を付加する骨折治療保険に加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族さま(4親等以内)限定のサービスです。認知症一時金のお支払事由が生じた場合、特約は消滅しますが、引き続きサービスはご利用いただけます。
- 一部機能は無償でどなたさまでもご利用可能です(会員登録不要)。

左記のサービスをご利用いただくためには、**My Linkx** のご登録が必要です。



マイリンククロス(Webサービス)とは

マイリンククロスとは、SOMPOひまわり生命が提供・運営する登録制のWebサービスです。(登録無料)
お客さまの「健康」「生活」「保険」に関する安心・便利をお届けします。

例えば…

パートナー企業のサービスや
SOMPOひまわり生命アプリのご紹介

ご契約者さま専用サービスのご案内*

各種手続き、契約内容照会*

ご家族連絡先の登録や変更*

等

登録は2STEP!

オススメ!

STEP 1 会員登録

LINEで新規登録

メールアドレスで新規登録



ご契約成立後

STEP 2 ご契約情報(証券番号等)のご登録

LINEで新規登録

するとこんなに便利!

必要な保険手続き方法を簡単検索

契約者限定のサービスをご紹介します

健康に役立つ情報を配信

マイリンククロスも簡単ログイン
契約情報の確認や手続きも楽ラク

等

(メールアドレスで新規登録された方も、
マイページにログインして、**LINEと連携** ボタンをクリックしてください。)

ひまわり生命

で 検索

● 公式ウェブサイトからも登録ができますので、ぜひご登録ください。

*STEP2まで登録する必要があります。
お申し込み手続き方法によってはマイリンククロスの登録手続きが異なります。
くわしくはSOMPOひまわり生命までお問い合わせください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等

- 名称 S O M P O ひまわり生命保険株式会社
- 住所 本社 〒163-8626
東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
- 連絡先 S O M P O ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- 公式ウェブサイト <https://www.himawari-life.co.jp/>

2. 商品の特徴と仕組み

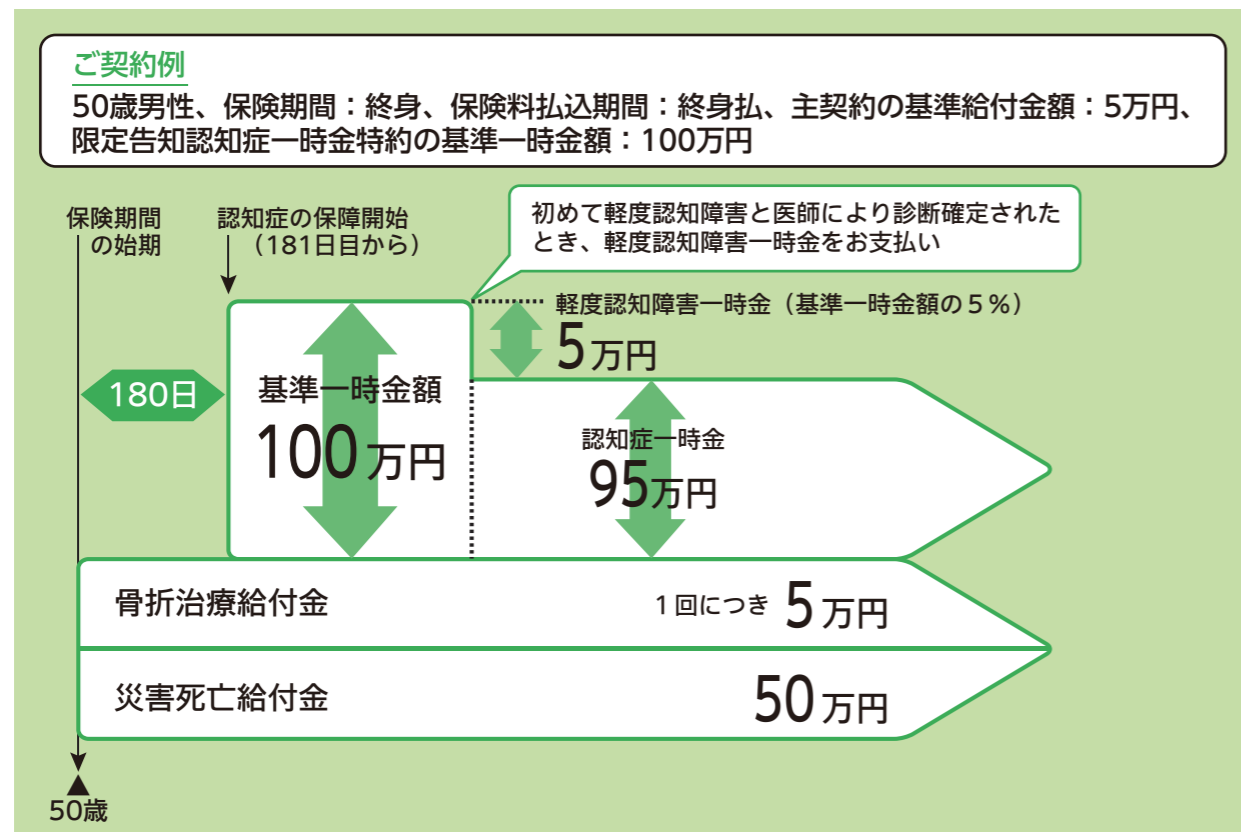
保険商品の名称

笑顔をまもる認知症保険
(限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険)

商品の特長

- ・軽度認知障害や認知症と診断された場合に一時金をお支払いします。
- ・骨折で治療を受けられた場合に骨折治療給付金をお支払いします。
- ・不慮の事故・所定の感染症により死亡された場合に災害死亡給付金をお支払いします。

仕組み図



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3. 保障内容

給付金等のお支払いについて

給付金名称	お支払事由	支払額
軽度認知障害一時金*1 (限定告知認知症一時金特約)	初めて軽度認知障害と医師により診断確定されたとき	基準一時金額の5%
認知症一時金*1 (限定告知認知症一時金特約)	初めて認知症と医師により診断確定されたとき	基準一時金額*2
骨折治療給付金*3 (払込期間中無解約返戻金 限定告知骨折治療保険)	骨折をしたと医師により診断され、その骨折に対して初めて治療を受けたとき	基準給付金額
災害死亡給付金 (払込期間中無解約返戻金 限定告知骨折治療保険)	ケガで180日以内に死亡したとき、または所定の感染症で死亡したとき	基準給付金額の10倍

*1 認知症一時金・軽度認知障害一時金のお支払いはそれぞれ1回限りです。

*2 軽度認知障害一時金の支払後は、基準一時金額から軽度認知障害一時金の支払額を差し引いた額をお支払いします。

*3 骨折治療給付金の支払限度は、支払回数を通算して10回です。

保険料払込免除の対象となる事由

- ・ケガにより所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

その他

- ・この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。このため、保険料は、S O M P O ひまわり生命の通常の保険に比べ割増されています。
- ・告知いただいたことがら、事実と異なる場合には、ご契約を解除し、給付金等をお支払いできない場合があります。
- ・告知項目に該当した場合でも、軽微な病気やケガについてはお申し込みいただける可能性があります。



ご注意ください

限定告知認知症一時金特約の「認知症および軽度認知障害」の保障は「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後（責任開始日）」に開始されます。また、責任開始日より前に「認知症または軽度認知障害」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、限定告知認知症一時金特約は無効となります。



ご注意ください

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. 付加できる特約

限定告知介護一時金特約<介護一時金>

次のいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。

- (1) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定
- (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態*1に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定
- (3) 所定の高度障害状態に該当

*1 限定告知介護一時金特約の「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護1以上に相当する会社が定める状態を指します。

会社が定める状態とは約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

①下記A～Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄

②器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

(注) S O M P O ひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

- 介護一時金のお支払いは1回限りです。
- 介護一時金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
- 責任開始期前に発病した病気または発生した傷害を直接の原因としてお支払事由に該当した場合についても、責任開始期以後に症状が悪化したことまたは医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、お支払事由に該当された場合には、一時金をお支払いします。
- 介護一時金が支払われる場合、S O M P O ひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。介護一時金の一部のみを年金でお支払いすることはできません。
- 介護一時金額は下表の金額内(10万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

20歳～69歳	10万円～500万円
70歳～75歳	10万円～300万円
76歳～80歳	10万円～200万円

- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

限定告知介護年金特約<介護年金>

次のいずれかに該当したとき、介護年金をお支払いします。

- (1) 公的介護保険制度により要介護3以上と認定
- (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態*2に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定
- (3) 所定の高度障害状態に該当

*2 限定告知介護年金特約の「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護3以上に相当する会社が定める状態を指します。

会社が定める状態とは約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

①下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B～Eのうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄

②器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B～Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(注) S O M P O ひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

- 被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。
- 責任開始期前に発病した病気または発生した傷害を直接の原因とする傷害・疾病についても、責任開始期以後に症状が悪化したことまたは医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、お支払事由に該当された場合には、年金をお支払いします。
- この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料は不要です。
- 第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。
- 介護年金額は、36万円～500万円(1万円単位)の範囲内でお選びいただけます。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病*3により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*3 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

- この特約の保険料払込免除にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となることがあります。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとS O M P O ひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約で対象となる三大疾病および保険料払込免除事由は下表の通りです。

対象となる三大疾病および保険料払込免除事由	
がん (悪性新生物)	被保険者が責任開始期以後にがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき(再発・転移を含みます*1) ●「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。
急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき(再発を含みます*2) ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症等は対象になりません)。
脳卒中	被保険者が責任開始期以後に脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき(再発を含みます*2) ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」が対象です。

*1 再発とはすでに診断確定されたがん(悪性新生物)が、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

*2 再発とは責任開始期前に生じた急性心筋梗塞・脳卒中が、急性心筋梗塞・脳卒中に該当しない状態となり、その後再発したと医師によって診断されることです。

5. お取り扱いについて

契約年齢範囲	満20歳～満80歳	
保険期間	終身	
骨折治療給付金	5万円・10万円	
限定告知認知症一時金特約	20歳～69歳：10万円～500万円 70歳～75歳：10万円～300万円 76歳～80歳：10万円～200万円	
お支払額	認知症一時金	基準一時金額（軽度認知障害一時金支払後は、基準一時金額から軽度認知障害一時金額を減じた額）
	軽度認知障害一時金	軽度認知障害一時金額（基準一時金額×5%）
	骨折治療給付金	基準給付金額（通算10回限度）
	災害死亡給付金	基準給付金額の10倍
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） <ol style="list-style-type: none"> ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります）。 ●「認知症および軽度認知障害」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後」に開始されます。「認知症および軽度認知障害」の保障の開始前に「認知症または軽度認知障害」と医師に診断確定されていた場合、限定告知認知症一時金特約は無効となります。 ●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。 	
契約日	月払：責任開始日の属する月の翌月1日* 半年払・年払：責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月1日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします（口座振替扱、クレジットカード扱共通）。	
選択区分	告知書扱（医師による診査は必要ありません）	

6. 保険料について

保険料払込期間	終身払・5年払済・10年払済
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱UFJ銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続き等につきましては、SOMPOひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通）

7. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は主契約の基準給付金額の2倍の解約返戻金があります（すべての保険料のお払い込みが必要です）。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて **15日以内（郵便消印日付）** です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した **書面*1に自署**し SOMP Oひまわり生命の支社もしくは本社*2あてに **郵便で発信**、または、電磁的記録*3によりお申し出ください。

*1 書面の書式例
20〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：〇〇〇〇（親権者*4：〇〇〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇

*2 本社送付先住所
〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1
新宿セントラルパークビル
SOMP Oひまわり生命保険株式会社

*3 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。SOMP Oひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

*4 親権者は、契約者が未成年の場合のみ記入が必要です。

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。

- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。



ご注意ください

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書等で SOMP Oひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください**。*1
- ・告知受領権は SOMP Oひまわり生命および SOMP Oひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に **口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、SOMP Oひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、**告知義務違反としてご契約を解除**することがあります。

また、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります*2。

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除したときには、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みの免除事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。*3

*3 給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

この保険にご加入される場合の留意事項について

- この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。告知項目を限定していることとあわせて、ご契約以前に発生した病気やケガ（ご契約前の既往症等）についても、ご契約後に悪化した場合等一定の条件でお支払いの対象としております。このため、保険料は、SOMP Oひまわり生命の通常の保険に比べ割増しされています。
- 認知症および軽度認知障害に関する保障は、「保険期間の始期から起算して180日経過後」に開始されます。

ご契約内容の確認について

SOMP Oひまわり生命の確認担当職員または SOMP Oひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、申込内容について確認させていただく場合があります。

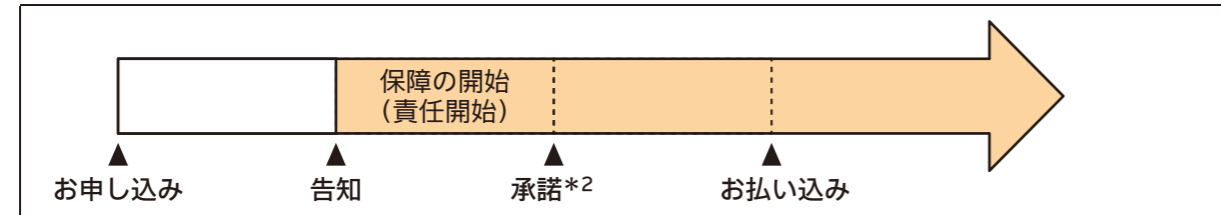
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認ください。

3. 保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

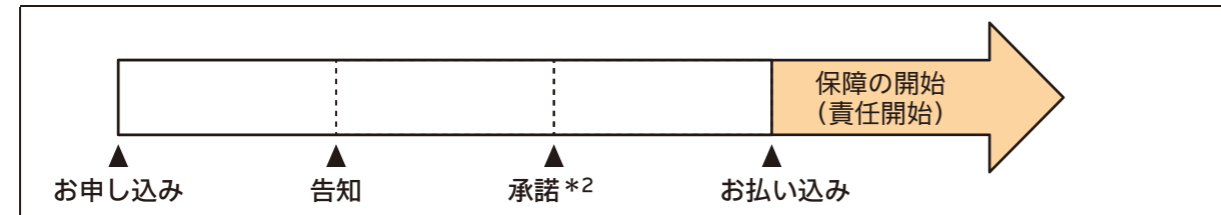
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知がともに完了したとき*1



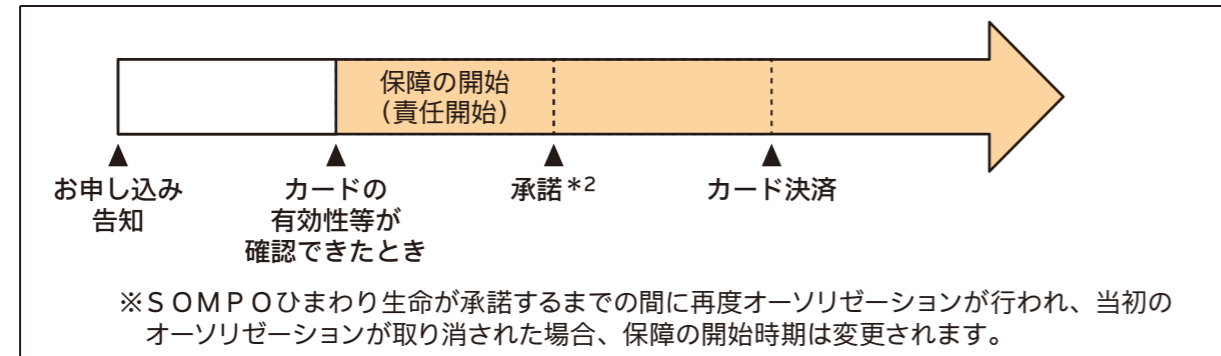
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したとき



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了したとき



*1 ご契約のお申し込みが完了したときとは、SOMPOひまわり生命またはSOMPOひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされたときをいいます。

*2 募集人は、お客さまとSOMPOひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みをSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

- ・限定告知認知症一時金特約の「認知症および軽度認知障害」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後」に開始されます。また、責任開始日より前に「認知症または軽度認知障害」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、限定告知認知症一時金特約は無効となります。
- ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の「乳がん」の保障は「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

4. 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

- ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ②給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合（この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
- ⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日（くわしくは「5.保険料のお払い込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由
 ・ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
 ・被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

*2 重大事由
 ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
 ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力※に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 ※反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつたとき

くわしくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。



ご注意ください

限定告知認知症一時金特約の「認知症および軽度認知障害」の保障は「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後（責任開始日）」に開始されます。また、責任開始日より前に「認知症または軽度認知障害」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、限定告知認知症一時金特約は無効となり、認知症一時金、軽度認知障害一時金はお支払いできません。

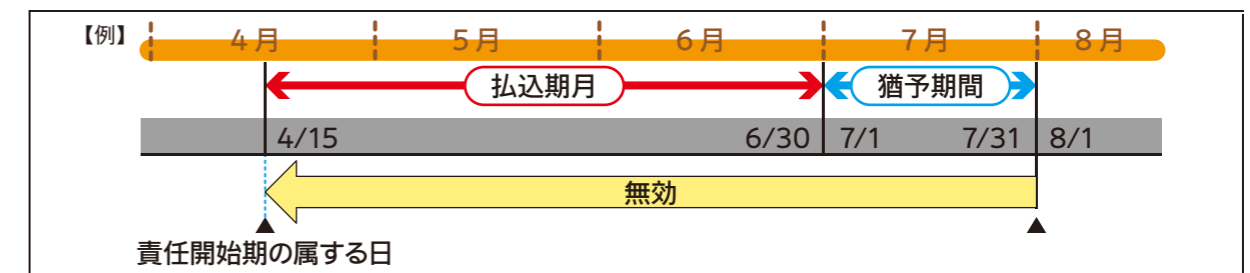
5. 保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。



ご注意ください

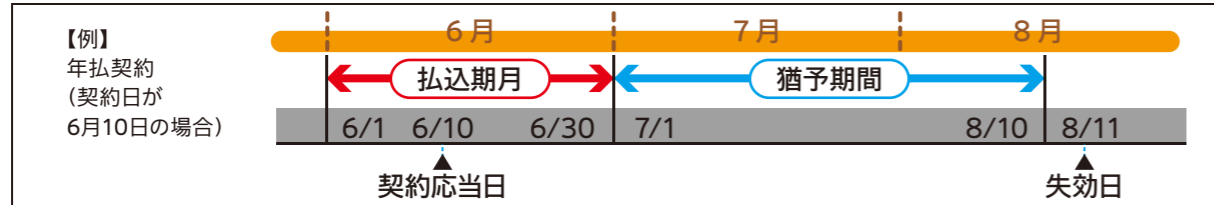
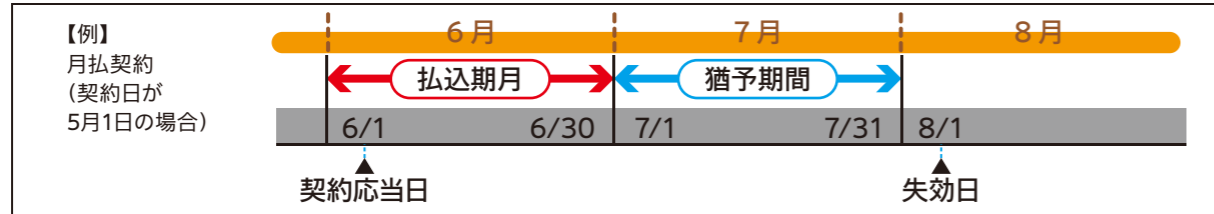
以下の場合、新たなご契約のお申し込みの際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年(半年)単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで*

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。
*契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と、お払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

解約返戻金あり	・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険(主契約)の保険料払込期間満了後の解約返戻金は基準給付金額の2倍になります。
解約返戻金なし	・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険(主契約)の保険料払込期間中 ・限定告知認知症一時金特約 ・限定告知介護一時金特約 ・限定告知介護年金特約 ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約

○この保険契約では、将来の給付金等のお支払いや生命保険の運営に必要な経費として、払い込まれた保険料の一部を積み立てていますが、この積み立てた金額(以下「責任準備金額」といいます。)については、保険料払込期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。また、保険料払込満了後に解約した場合であっても、解約返戻金はごくわずかであり、責任準備金の大部分は払戻しはいたしません。責任準備金額の払戻しをしない分、保険料を安くしています。

○経過年数による責任準備金等の推移については次ページの表をご確認ください。

<ご契約例>

50歳男性、保険期間：終身、保険料払込期間：終身払、主契約の基準給付金額：10万円、限定告知認知症一時金特約の基準一時金額：200万円、月払保険料：4,820円(口座振替)

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約返戻金	責任準備金額
1年	51歳	57,840円	0円	23,230円
10年	60歳	578,400円	0円	199,990円
20年	70歳	1,156,800円	0円	472,070円
30年	80歳	1,735,200円	0円	641,320円
40年	90歳	2,313,600円	0円	682,540円

2023年3月現在

※上記の責任準備金額は、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。
※上記年齢は、ご契約時の年齢に経過年数欄に記載の年数を足した年齢を表示しています。
※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています。

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え(現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へお申し込みされること)をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は、減額部分に対応する保険料)よりも少なくなります。また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たにご契約のお引き受け

新たにご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たにご契約の保険料

新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たにご契約で異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たにご契約の保障内容

新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。



ご注意ください

- ・限定告知認知症一時金特約の「認知症および軽度認知障害」の保障は「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後(責任開始日)」に開始されます。また、責任開始日より前に「認知症または軽度認知障害」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、限定告知認知症一時金特約は無効となります。
- ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の「乳がん」の保障は「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

SOMPOひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	<p>■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</p>
	<p>■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/</p>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかにSOMPOひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求にもとづき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があると思われるとき
- ③ご不明な点があるとき*

* ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。



ご注意ください

SOMPOひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

SOMPOひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
 ご連絡先は、注意喚起情報「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

災害死亡給付金の場合

災害死亡給付金にかかる税金はご契約者・被保険者・災害死亡給付金受取人の関係によって異なります。（所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。）

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
災害死亡給付金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	下記①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された災害死亡給付金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500万円 × 法定相続人数

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条件	非課税扱の範囲
骨折治療給付金 認知症一時金 軽度認知障害一時金 介護一時金 介護年金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。*
 対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
 保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。SOMPOひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注意ください

税務の取り扱い等については、2022年11月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

11. 個人情報のお取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*1
- ④S O M P O ひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*1

*1 お客様の属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

S O M P O ひまわり生命は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先(医師・面接士・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)
- ③法令に基づく場合
- ④S O M P O ひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤S O M P O ひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*2および支払査定時照会制度*3に基づき、他の生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

*2 「ご契約のしおり(契約内容登録制度・契約内容照会制度について)」もあわせてご確認ください。

*3 「ご契約のしおり(支払査定時照会制度について)」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

S O M P O ひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、S O M P O ひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

S O M P O ひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等にしがた、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客様からご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客様自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合、お客様が情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客様からのお問い合わせ等の窓口

S O M P O ひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)、グループ会社等についてはS O M P O ひまわり生命公式ウェブサイト(<https://www.himawari-life.co.jp/>)をご覧ください。個人情報開示請求受付窓口*4までお問い合わせください。

*4 電話番号 0120-100-127(土曜日、日曜日、祝日および12/31~1/3を除く)

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。




S O M P O ひまわり生命窓口

S O M P O ひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のS O M P O ひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

○生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

- ①契約者ご本人さま(給付金等のご請求は受取人さま)からお願いします。
- ②保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
- ③お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)保険金・給付金のご請求</td><td>(5)保険料振替口座の変更</td></tr><tr><td>(2)転居、町名変更、通信先変更</td><td>(6)ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>(3)名義変更、受取人変更、改姓</td><td>(7)ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>(4)保険証券紛失</td><td>(8)その他お手続き</td></tr></tbody></table>	お手続き例		(1)保険金・給付金のご請求	(5)保険料振替口座の変更	(2)転居、町名変更、通信先変更	(6)ご契約内容の変更、解約	(3)名義変更、受取人変更、改姓	(7)ご契約内容のお問い合わせ	(4)保険証券紛失	(8)その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例											
(1)保険金・給付金のご請求	(5)保険料振替口座の変更										
(2)転居、町名変更、通信先変更	(6)ご契約内容の変更、解約										
(3)名義変更、受取人変更、改姓	(7)ご契約内容のお問い合わせ										
(4)保険証券紛失	(8)その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等は行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9:00～18:00										
■ご意見・ご要望のあるお客様	お客様ご相談窓口  0120-273-211 月曜日～金曜日 9:00～18:00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話からも通話が可能です。

○S O M P O ひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

S O M P O ひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
------------------------------	---

生命保険相談所(生命保険協会)

○本商品に係る指定紛争解決(A D R)機関は生命保険協会です。

○生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・F A Xは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

○生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---